固定資産税及び都市計画税

(一)　社会福祉法人等が児童福祉法に規定する小規模保育事業の用に供する固定資産について、固定資産税及び都市計画税を非課税とする特例措置を講ずることとした。（第三四八条関係）

(二)　学校法人、社会福祉法人等が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園の用に供する固定資産について、固定資産税及び都市計画税を非課税とする特例措置を講ずることとした。（第三四八条関係）

(三)　放送法に規定する基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者が平成二六年四月一日から平成二八年三月三一日までの間に取得した基幹放送設備若しくは特定地上基幹放送局等設備又は基幹放送局設備のうち、ラジオ放送による災害時における放送の確実な実施に著しく資する一定のものについて、固定資産税の課税標準を取得後三年度間はその価格の四分の三とする特例措置を講ずることとした。（附則第一五条関係）

(四)　水防法に規定する地下街等の所有者又は管理者が平成二六年四月一日から平成二九年三月三一日までの間に取得した当該地下街等における洪水時の避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るための一定の設備について、固定資産税の課税標準を取得後五年度間はその価格に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあっては三分の二）を乗じて得た額とする特例措置を講ずることとした。（附則第一五条関係）

(五)　フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に掲げる一定の機器で冷媒としてアンモニア、空気、二酸化炭素又は水のみを使用するもののうち、平成二六年四月一日から平成二九年三月三一日までの間に新たに取得されたものについて、固定資産税の課税標準を取得後三年度間はその価格に四分の三を参酌して三分の二以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあっては四分の三）を乗じて得た額とする特例措置を講ずることとした。（附則第一五条関係）

(六)　国家戦略特別区域法に規定する認定区域計画に内閣府令で定める事業（医療に関する研究開発を実施する事業であって、基礎的なものその他の収益性の低いものに限る。以下「特定研究開発事業」という。）の実施主体として定められた者が、当該認定区域計画に係る国家戦略特別区域の区域内において平成二六年四月一日から平成二八年三月三一日までの間に当該認定区域計画に定められた特定研究開発事業の実施に関する計画に基づき取得した当該特定研究開発事業の用に供する一定の機械その他の設備について、固定資産税の課税標準を取得後三年度間はその価格の二分の一とする特例措置を講ずることとした。（附則第一五条関係）

(七)　都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が認定誘導事業により都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から平成二八年三月三一日までの間に新たに取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を取得後五年度間はその価格の五分の四とする特例措置を講ずることとした。（附則第一五条関係）

(八)　耐震改修が行われた既存建築物について、次のとおり固定資産税の減額措置を講ずることとした。（附則第一五条の一〇関係）

(1)　建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する要安全確認計画記載建築物等に該当する一定の家屋について、平成二六年四月一日から平成二九年三月三一日までの間に、一定の耐震改修を行い、一定の基準に適合することにつき証明がされた場合、改修工事が完了した年の翌年度分から二年度間は、当該家屋に係る固定資産税額（当該額が当該耐震改修に要した費用の額の一〇〇分の五に相当する額を超える場合にあっては、当該一〇〇分の五に相当する額）の二分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額から減額することとした。

(2)　減額対象家屋の納税義務者は、市町村の条例の定めるところにより、耐震改修完了後三月以内に市町村に申告することとした。

(九)　東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域のうち市町村長が指定して公示した区域内に所在する土地及び当該区域内に平成二六年度に係る賦課期日において所在する家屋（平成二六年度課税土地等及び平成二六年度二分の一減額課税土地等を除く。）について、平成二六年度分の固定資産税及び都市計画税を課さないものとする特例措置を講ずることとした。（附則第五五条関係）

(一〇)　東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域のうち市町村長が指定して公示した区域内に所在する土地及び当該区域内に平成二六年度に係る賦課期日において所在する家屋で、その使用状況、社会資本の復旧の状況等を総合的に勘案し、固定資産税額及び都市計画税額のそれぞれ二分の一に相当する額を減額することが適当と認めるものについて、平成二六年度分の固定資産税額及び都市計画税額からそれぞれ二分の一に相当する額を減額するものとする特例措置を講ずることとした。（附則第五五条関係）

(二)　公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（下水道除害施設に係るものを除く。）について、次のとおり見直しを行った上、その対象資産の取得期限を平成二八年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(1)　水質汚濁防止のための汚水又は廃液の処理施設については課税標準をその価格に三分の一を参酌して六分の一以上二分の一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあっては三分の一）を乗じて得た額（改正前三分の一）とすることとした。

(2)　大気汚染防止法に規定する指定物質の排出抑制施設及び土壌汚染対策法に規定する特定有害物質の排出抑制施設については課税標準をその価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあっては二分の一）を乗じて得た額（改正前二分の一）とすることとした。

(三)　国内航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、特に地方的な航空運送の用に供する航空機に係る課税標準を次のとおり（改正前新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度間はその価格の五分の二）とした上、その対象資産を平成二七年度までに新たに固定資産税が課されるものとすることとした。（附則第一五条関係）

(1)　特に地方的な航空運送の用に供する航空機のうち一定の小型の航空機に係る課税標準を新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度間はその価格の四分の一とすることとした。

(2)　特に地方的な航空運送の用に供するもの（(1)に掲げるものを除く。）に係る課税標準を新たに固定資産税が課されることとなった年度分はその価格の八分の三、その後四年度間はその価格の五分の二とすることとした。

(三)　大規模地震対策特別措置法に規定する地震防災対策強化地域等において地震防災対策の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、東南海・南海地震防災対策に係る特定の地域に代えて南海トラフ地震対策に係る特定の地域を対象地域に追加した上、その対象資産の取得期限を平成二九年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(四)　特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律における一定の基準適合表示の付された特定特殊自動車に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期間を平成二六年四月一日から平成二七年九月三〇日までの間（一定のものについては平成二六年四月一日から平成二八年九月三〇日までの間）とした上、課税標準をその価格の二分の一（改正前五分の三）とすることとした。（附則第一五条関係）